

## 平成28年度 重点事業

- 1) 在宅医療・ケアの推進
- 2) 災害時体制の充実

## 平成28年度 主要事業

- 1) 福祉課
  - 管内及び所内の災害体制の充実
  - 峡南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化
- 2) 生活保護課
  - 就労支援の充実・強化
  - 訪問調査活動の充実
- 3) 長寿介護課
  - 地域包括ケアシステムの構築
  - 介護サービス事業者の指導監督及び各町に移管される業務等に関する支援の強化
- 4) 衛生課
  - 食品による事故の防止及び食品の安全性確保の充実
  - 生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止
  - 危険ドラッグなど薬物乱用防止対策について
- 5) 地域保健課
  - 災害時医療体制の充実
  - 在宅医療の推進
  - いのちのセーフティネット体制の推進強化
- 6) 健康支援課
  - 在宅医療広域連携推進事業
  - 生活習慣病予防対策
  - 難病患者の支援体制の整備

## H28年度重点事業

担当課

長寿介護課・地域保健課・健康支援課

事業名

在宅医療・ケアの推進

経緯・課題

県内で最も高齢化が進む峡南地域では、認知症や介護の必要な人が住み慣れた住宅での生活を継続したいと望んでいても保健・医療・福祉でのサポート体制が十分でないことから、地域住民の在宅療養における支援体制を整備する。

<経緯>

平成21年11月「峡南医療圏地域医療再生計画」を策定し、峡南地域医療連携協議会及び専門4部会を設置した。平成23年4月、峡南在宅医療支援センターを設置し、センター機能として、医療機関の協力を得て峡南在宅ドクターネットの運用を開始した。

平成26年3月地域医療再生計画の終了に伴い、同年4月から峡南在宅医療支援センターは峡南5町が事業主体となり、飯富病院に管理運営を委託しセンター業務を行っている。

平成28年度からは介護保険の地域支援事業として包括的支援事業の在宅医療・介護連携の推進事業の一部を各町が委託し、峡南在宅医療支援センターの機能強化を図ることとなった。

全町での地域ケア会議の開催に向けて支援するため参画・助言し普及を図った。

認知症支援として、医師会による認知症相談窓口、専門医、地域包括等との連携した支援体制づくりに取り組んだ。

平成25年度から在宅医療の推進を図るため在宅医療推進事業に取り組み、平成26年には多職種が協議・連携する「峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議」を設置した。

<課題>

峡南圏域は、認知症及び介護を必要とする高齢者が多いが、保健医療福祉従事者等の人材資源が非常に少ないため、チームで患者や家族をサポートする在宅医療や地域包括ケア体制の整備が必要である。

特に、峡南在宅医療支援センターを軸とした在宅医療、地域包括ケアの一体的な支援体制への取り組みが重要となる。

内容

- 峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議の開催（3回）
  - ・在宅医療と介護の連携推進を図るため、多職種による連絡会議を開催し、課題解決に向けた意見交換を行う
- 峡南在宅医療支援センターへの支援（通年）
  - ・包括的支援事業の在宅医療・介護連携の推進事業を始めとするセンター事業が円滑に実施出来るよう支援する
  - ・支援センター運営委員会に参加し、効果的な運営を支援する
- 認知症支援体制づくり（通年）
  - ・「認知症初期集中支援チーム」の設置に向けて広域的な調整を図る場に参画し支援するとともに圏域での認知症支援体制の強化に努める
- 峡南地域在宅医療多職種人材育成研修会（2回）の開催
  - ・多職種協働による在宅医療チームの担い手となる人材を育成するため5町と峡南在宅医療支援センター、多職種連絡会議と共催する等工夫し、研修会を開催する
- 第6期介護保険事業計画実施への支援（通年）
  - ・在宅医療・介護の連携、認知症支援、生活支援サービス等の整備に向けて、国等からの情報収集につとめ、進捗状況に応じた支援を行う
  - ・「地域ケア会議構築支援事業補助金」を活用し、地域ケア会議が効果的に開催できるように支援・参画する
- 在宅患者の情報共有システム（コメント）の運用支援
- 所内「在宅医療・ケア推進会議」を開催し、計画的に事業の推進を図る（4～5回）

全体計画・留意事項

- ◎ 峡南地域の実情に即した地域包括ケアシステム構築をめざし、認知症も含めた医療と介護の連携について重点的に取り組む。
- 峡南在宅医療支援センターが、在宅医療の拠点としての地域包括ケアの一体的な支援体制を構築するため、5町が委託した在宅医療・介護連携推進事業の推進、峡南在宅ドクターネット等の機能が効果的に発揮できるよう支援する。
- 「認知症初期集中支援チーム」の設置に向けた支援を行い、認知症支援体制フローチャートや関係機関役割表にチームを位置づけ、より実効性のある体制の構築を目指す。
- 在宅医療と地域の包括ケアの一体的な体制整備に向けて、所内で「在宅医療・ケア推進会議」を開催し、各課の情報共有、連携を強化し、計画的に推進する。

H28年度 重点事業

担当課

全 所

事業名	災害時体制の充実
経緯・課題	<p>峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する恐れのある集落が存在し、また高齢化が進行している地域でもあることから、災害発生時の迅速な初動対応が求められている。そのため、関係機関との連携強化を図るとともに、所内災害時対応を整備し、災害時体制の充実を図る。</p> <p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H21 から管内医療機関等が参加した情報伝達訓練を実施。</li> <li>・H22：初のヘリコプターによる緊急搬送訓練。</li> <li>・H23：県内初の入所系社会福祉施設の大規模災害時情報伝達訓練。</li> <li>・H24：峡南管内の県関係所属、各町防災担当との連携による医療救護訓練。入所系社会福祉施設(土砂災害警戒区域外)災害時対応カルテ作成・入所系社会福祉施設を対象とした研修会の開催。ICSの考えを導入した所内災害時対応マニュアルの作成。</li> <li>・H25：峡東・富士東部との3保健所合同の医療救護訓練。所内対応マニュアル・災害時対応書の見直し。</li> <li>・H26：医務課主催の県下一斉情報伝達訓練の実施。初の衛星携帯電話操作訓練。</li> <li>・H27：情報伝達訓練、医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会を実施。 小児慢性特定疾病等対象者に「情報確認アンケート」を実施し、情報を町に提供。 少人数参集時のアクションカード作成。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療救護所・医療救護班における地区医師会の動きが確認できる訓練の検討が必要。</li> <li>○関係機関等の職員が、EMIS等の情報共有ツールを速やかに操作できる体制の維持が必要。</li> <li>○各町で発災時に医療救護所を速やかに設置できる体制整備が必要。</li> <li>○町が避難行動要支援者名簿を整備するために、難病患者に関する情報提供を求めてきた場合の対応が必要。</li> <li>○アンケートの継続実施等による対象者の把握等、災害時を想定した平時の準備が必要。</li> <li>○アクションカードの対象業務の拡大と、検証のための訓練を行い、完成度の高いものとする。</li> </ul>
内容	<p>&lt;医療救護訓練&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害を想定した医療救護訓練の継続実施</li> <li>・所内体制の強化として、年度当初からEMIS等の操作方法を周知。</li> <li>・山梨県大規模災害時医療救護マニュアルにおける関係機関の役割の確認。</li> <li>・災害時の医療救護所・医療救護班における地区医師会等の関係機関の役割の確認と検証。</li> <li>・関係機関におけるEMIS等の操作練習環境の確保と、マニュアルの整備を支援。</li> <li>・参加機関による事前・事後担当者会議を開催し、訓練の評価検証と課題を整理する。</li> </ul> <p>(訓練内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報伝達訓練(被災状況報告、院内状況報告、医療救護班応援要請・出動要請、医薬品要請供給状況報告等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関におけるEMIS入力操作。所内複数職員によるEMIS代行入力等の操作確認。</li> <li>・情報伝達訓練における所内・本課・他保健所との連携の強化。</li> </ul> </li> <li>○医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当町(1町選出)による医療救護所の設置。他町及び関係者による意見交換と専門機関等による指導助言。</li> <li>・トリアージ研修会による、医療救護活動のスキルアップと、町の医療救護マニュアル作成支援。</li> </ul> </li> </ul>

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>&lt;要援護者対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「小児慢性特定疾病医療受給者証」「指定難病医療受給者証」の更新事務手続きに併せ、災害時を想定した平時の準備についての啓発を行う。</li> <li>○町から避難行動要支援者名簿の作成のため、要配慮者に関する情報提供を求められたときは、対象者の範囲や提供内容について協議を行った上で、情報提供を行う。</li> <li>○難病患者等の人工呼吸器装着患者名簿作成と災害時安否確認手順書の作成を検討。</li> </ul> <p>&lt;アクションカードの作成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アクションカードを用いた訓練の実施と、対象業務の拡大・検証</li> <li>○所内にアクションカード検討会議を設置し、アクションカードの内容を検討。</li> <li>○所内対応マニュアル(急性期用)の修正を行い、アクションカードとの整合性を図る。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">全 体 計 画 ・ 留 意 事 項</p>	<p>&lt;医療救護訓練&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 28 年 8 月 6 日(土)に、内閣府主催の「大規模地震時医療活動訓練」が開催される予定。当県も被災県として参加予定であり、訓練内容を確認しながら、当所の訓練の実施方法を検討し進めていく。</li> <li>○平成 28 年 11 月 20 日(日)に、県防災危機管理課主催の「山梨県地震防災訓練」が早川町で開催される予定。災害支援病院、地区医師会等を対象としたトリアージ訓練も実施予定であり、当所の訓練も、これと連動させた実施を検討する。</li> </ul> <p>&lt;要援護者対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○難病患者等に、医療受給者証更新手続きを機会として、自ら災害時を想定した平時の準備ができるよう啓発を行う。</li> </ul> <p>&lt;アクションカードの作成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災危機管理課や峡南地域県民センターの災害対策との調整を図り、地域防災計画や医療救護マニュアルの内容をとりこみながら作成する。</li> <li>○アクションカード検討会議を定期的開催し、内容を検討するとともに、検証のための訓練を繰り返し行い、完成度の高いものを目指す。</li> </ul>

H28年度 主要事業		担当課	福祉課
事業名	管内及び所内の災害体制の充実		
経緯・課題	<p>(経緯)</p> <p>継続 所内災害時対応書の見直し</p> <p>H23 入所系社会福祉施設大規模災害時情報伝達訓練（医療救護訓練との連携）</p> <p>H24 入所系社会福祉施設（土砂災害警戒区域外）災害時対応カルテ作成・入所系社会福祉施設を対象にした研修会の開催、ICS の考えを導入した所内災害時対応マニュアルの作成</p> <p>H25 所内対応マニュアル（急性期用）の見直し。</p> <p>H26 災害救助法関係事務が防災危機管理課に所管替えになった。 入所系社会福祉施設向けの研修会、町の担当者向け福祉避難所に関する研修会の実施 社会福祉施設防災カルテの更新、災害救助法の所管替えに伴う所内体制の見直し 少人数参集時に誰でも行動できるアクションカードの作成に着手</p> <p>H27 災害時アクションカード～少人数参集時～を作成。</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アクションカードは、担当以外や他所属の職員であっても、医療救護・情報収集等の作業を行えるようにするものであるため、出来るだけ平易なものにする必要がある。</li> <li>○ アクションカードに記載する業務は、必要最小限で緊急性の高いものの優先順位を付けて作成する必要がある。</li> <li>○ 今後、アクションカードの対象業務を拡大し、業務検証のための訓練を繰り返し行い、完成度の高いものを目指す必要がある。</li> <li>○ 平成 26 年 2 月の豪雪被害をうけ、同年 10 月に山梨県地域防災計画が改正されたが、職員のとるべき行動や市町村との関係、情報収集システム等の全容がいまだはっきりしない状況である。今後、これらについて示された際、それに対応する内容とする必要がある。</li> <li>○ 管内社会福祉施設との情報伝達体制を堅持する必要がある。</li> </ul>		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アクションカードを用いた訓練の実施と、対象業務の拡大・検証</li> <li>・H27 に作成したアクションカードを用いた訓練の実施（H28.5 実施予定、その後も随時実施）。</li> <li>・アクションカードの対象業務を拡大し、その内容を検証するための訓練を実施するとともに、内容の検討を行っていく。</li> <li>○ 所内にアクションカード検討会議を設置し、アクションカードの内容を検討していく。</li> <li>○ 所内対応マニュアル（急性期用）の修正。</li> <li>・H25 に見直しを行った所内対応マニュアルの修正を行うとともに、アクションカードと整合性を図る。</li> </ul>		
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アクションカードの対象業務を順次追加して作成。</li> <li>○ 業務内容の重要度、必要性に基づき優先順位をつけて作成。</li> <li>○ 防災危機管理課や峡南地域県民センターの災害対策との調整。</li> <li>○ 今後想定される地域防災計画や医療救護マニュアルの内容をとりこみながら作成。</li> <li>○ アクションカード検討会議を定期的で開催し、内容の検討をしていく。</li> <li>○ 検証のための訓練を繰り返し行い、完成度の高いものを目指す。</li> </ul>		

H28年度 主要事業

担当課

福祉課

事業名	峡南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化	
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.4～ 南部地区特別支援連携協議会が発足（事務局：わかば支援学校ふじかわ分校） （目的）特別支援教育を推進するためのネットワーク形成、研修等</li> <li>○H22.4～H25.3 モデル市町村（峡南5町）支援体制サポート強化学業を委託実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業委託先：社会福祉法人くにみ会（峡南圏域相談支援センター運営）</li> <li>・事業内容：支援関係機関連絡調整会議（年4回）、スキルアップ研修会（年1回）</li> </ul> </li> <li>○H25年度 峡南教育事務所とわかば支援学校ふじかわ分校（以下「ふじかわ分校」と言う。）と連携して事業を実施することの合意を得た。</li> <li>○H26・27年度 2つの研修会を峡南教育事務所と共催で開催（グループワーク・講演会）</li> <li>○H27年度 峡南地域の発達障害児に対する支援機関を網羅した一覧表の作成。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象・目的が重複している南部地区特別支援連携協議会との連携強化。</li> <li>○ 将来的には生涯を通しての支援となるが、関係機関が多く、総花的検討になりがちであるので、当面は部分的・集中的に体制整備を検討していく必要がある。 今後、範囲を拡大し、小学校から中学校へのつなぎの支援について、峡南教育事務所、ふじかわ分校及び当所健康支援課と協議していく必要がある。</li> </ul>	
内容	<p>発達障害者支援は、生涯を通じて取組む必要があるが、障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、H26年度から小学校までの幼児期に重点的に取組んでいる。</p> <p>H28年度は小学校から中学校へのつなぎの支援についての検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○町の支援体制整備への支援（随時）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の町の自主性を求める中で、町の状況や要請に応じて支援を行なっていく。</li> <li>・保健師等の担当者会議に参加し、関係機関の情報共有と連携の必要性について働きかけを行う。</li> </ul> </li> <li>○研修会の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携強化を目的とした研修会の開催（6月）</li> <li>・スキルアップを目的とした研修会の開催（2月）</li> </ul> </li> <li>※H27年度に作成した支援機関一覧表を研修会で配布し、周知・活用を図る。</li> <li>○他の支援機関等との連携（随時）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・南部地区特別支援連携協議会等の圏域的会議との連携</li> <li>・峡南教育事務所との共催による研修会の実施</li> <li>・県全体会議である「発達障害者支援体制整備検討委員会」等との連携</li> <li>・峡南圏域相談支援センター等の支援機関との連携（随時）</li> </ul> </li> <li>○小学校から中学校へのつなぎの支援についての検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・峡南教育事務所、ふじかわ分校及び当所健康支援課と協議</li> </ul> </li> </ul>	
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各町で生涯を通して一貫した支援が行える体制整備のための支援 各町の担当者が一堂に会する機会を作り、各町の支援体制整備の機運を醸成する。</li> <li>○関係支援機関の連携を促進するための支援 会議・研修会等の機会を通し、連携を呼びかけていく。</li> <li>○将来的には、町の支援体制の連携ができたところで、県として、広域的に検討すべき事項について支援を行う。 高校・ハローワークとの連携など町段階では難しい機関との中継ぎを行っていく。 ※小児段階から成人段階まで支援機関の連携体制を段階的に整えていく。</li> </ul>	

事業名	就労支援の充実・強化	
経緯課題	<p>〈経緯〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年度より、当事務所と公共職業安定所（以下、「ハローワーク」）との連携によって生活保護受給者（以下、「被保護者」）個々の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施してきた。また、平成25年度からは、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象とした「生活困窮者等就労自立促進事業」を実施している。</li> <li>○ 平成27年度から生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護には至らない生活困窮者を対象とした「生活困窮者自立相談支援事業等」がスタートした。当事務所では、住居確保給付金事業を実施している。</li> </ul> <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護からの脱却には、早い段階での就労支援が効率的であるため、就労可能な被保護者には強力で就労支援を行い、自立促進を図って行く必要がある。</li> <li>○ 稼働能力がある被保護者の就労促進に当たっては、ハローワークへのCWや就労支援員による同行相談等による効果的な就労指導を行うとともに、情報提供しても応募等しないケースについては、文書指導等による指導強化を図って行く必要がある。</li> <li>○ 峡南地域においては、求人数も少なく被保護者が望む職種がなかなか見つからないため、ハローワークへ就労先の掘り起こしを依頼して行く必要がある。</li> <li>○ 生活困窮者自立支援事業の円滑な執行のため、同事業の受託事業者である山梨県社会福祉協議会と密に連携を図っていく必要がある。</li> </ul>	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事務所とハローワークで定めている生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書に基づき、年度当初に事業実施計画の見直しを行い、生活保護受給者等に対する効果的・効率的な就労支援を行う。</li> <li>○ CWと就労支援員は、6月を目途に就労能力・就労意欲を一定程度有し就労による自立の可能性が見込める者と、就労意欲が低い等の課題を有し就労意欲の喚起など特別の支援が必要な者を選定し、ハローワークへ就労支援対象者として要請する。</li> <li>○ 稼働年齢にあって傷病等を理由に就労していない被保護者については、四半期に1回程度、定期的な病状調査を実施し、就労可能と判断された者は文書指導等を視野に入れた積極的な就労指導を行う。</li> <li>○ 昭和町におけるハローワークの巡回相談は継続して実施し、被保護者に対しても引き続き同相談の積極的な活用を指導していく。</li> <li>○ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保支援給付金事業については、県社協や町との連携を図りながら、利用者が生活困窮状態から早期に脱却できるよう就労支援を行う。</li> </ul>	
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労が可能にもかかわらず、積極的な就労活動を行わない被保護者に対しては、文書指導も視野に入れた就労指導を強力に実施する。</li> <li>○ 定期的に当事務所とハローワークで情報交換を行い、支援対象者について情報の共有化を図る。</li> <li>○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、県社協と連携を図りながら事業の円滑な執行に努めて行く。</li> </ul>	

事業名	訪問調査活動の充実
経緯課題	<p>〈経緯〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事務所の管轄地域は、峡南5町と昭和町である。峡南地域は山間地で過疎化・高齢化が進行している地域である。一方、昭和町は都市化が進み、地域コミュニティによる相互扶助が希薄な地域である。このため管内の被保護者世帯の抱える個々の問題も地域によって大きく異なっている。</li> <li>○ 近年、生活保護世帯数、保護率ともに上昇する傾向にあり、生活保護に関わる相談件数、申請件数とも増加傾向にある。</li> <li>○ 訪問調査活動は、生活保護制度の中核をなす重要な業務であることから、被保護者世帯の生活状況を的確に把握し、適切な援助につなげるよう努めている。</li> </ul> <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所から遠距離にある生活保護受給者宅の訪問では、被保護者が不在の場合は再度訪問することが難しく、電話等による状況確認のみになってしまう場合もあるため、不在時の対応方法についてその都度検討する必要がある。</li> <li>○ 生活保護受給者世帯（以下、「被保護者世帯」）によっては、CWのみの対応では対応が困難なケースもあるため、所内の専門的知識を持った職員や関係する町の保健師等、関係機関と連携を図りながら対応する必要がある。</li> <li>○ 保護停止中の被保護者世帯についても、訪問活動を実施して世帯の状況把握に努める必要がある。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問調査活動は、生活保護制度の中核をなす重要な業務であることから、被保護者世帯の生活状況を十分把握したうえで、適切な訪問格付に基づき年間訪問計画を定め、訪問調査を実施する。また、調査結果に基づき被保護者世帯への援助方針の見直しを随時行うとともに、援助方針は個々の被保護者世帯の課題を分析し、その課題に応じた具体的なものとする。</li> <li>○ 精神疾患を持つ被保護者（疑われる場合も含む）については、必要に応じて専門的知識を有する者を同行して訪問調査を実施する。</li> <li>○ 困難な課題や対応が難しいケースなどについては、査察指導員等の同行訪問や課内での事例検討、ケース診断会議で協議するなど組織として対応していく。</li> <li>○ 訪問調査活動においては、訪問目的を明確にした上で訪問し、その被保護者世帯の生活状況等の実態を把握する。</li> <li>○ 地理上再調査が困難な被保護者世帯については、町の担当職員による訪問など、町との連携を図りながら、適宜適正な保護の実施に努めていく。</li> </ul>
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ CWは策定した年間訪問計画に沿って、訪問調査活動を的確に実施する。</li> <li>○ 査察指導員は、CWが訪問調査により被保護者世帯の生活状況を把握しているか、訪問目的が達成されているか等を審査・指導し、CW業務の進行管理を行うことで、就労指導の徹底、医療扶助の適正な運営、不正受給の防止等を図り、生活保護の適正な執行につなげる。</li> <li>○ 月1回時期を決めて困難ケース等の対応、各CWが抱える問題等について課内で情報交換を行い、被保護者世帯への対応についての共有化を図る。</li> </ul>

H28年度 主要事業

担当課

長寿介護課

事業名

地域包括ケアシステムの構築

経緯・課題

- <経緯>
- 峡南地域は県内で最も高齢化が進んでいる地域であるが、保健・医療・福祉でのサポート体制が不十分であることから、地域住民が住み慣れた住宅での生活を継続できるような「地域包括ケアシステム」を構築することが早急の課題となっている。在宅医療の支援に関しては、これまでに「峡南医療圏地域医療再生計画」に基づき、5町が事業主体となり峡南在宅医療支援センターと峡南在宅ドクターネットの運営が行われてきた。
  - H28年4月からは、峡南在宅医療支援センターの機能を強化し、これまでの取り組みに加え、介護保険の地域支援事業として包括的支援事業の在宅医療・介護連携の推進事業の一部を各町が委託し、連携して取り組むこととなった。
  - 各町に対しては、地域包括ケアシステム構築に向けた動的プロセスである地域ケア会議の開催支援、郡医師会による認知症相談窓口と連携した認知症の支援体制づくりに取り組んでいる。
- <課題>
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、各町が第6期介護保険事業計画に位置づけている新しい総合事業、在宅医療・介護の連携、認知症の支援体制づくり等の取り組みについて、各町が主体的かつ着実に推進できるような支援が必要となる。併せて、各町単独では対応が困難な場合については、広域的な調整を行って環境整備を進める必要がある。
  - 改正された介護保険制度で平成30年度までに各町で取り組むことになっている認知症初期集中支援チームの設置について支援を継続させる必要がある。将来的にはこの支援体制を認知症のみに限定せず、各町において地域包括ケアシステムに移行させていくことも視野に入れながら検討を行う。
  - 在宅医療介護連携拠点である峡南在宅医療支援センターの活用支援等により、各町における在宅医療介護連携体制の構築を推進する必要がある。

内容

- 各町が実施する第6期介護保険事業計画（H27～H29）について、在宅医療・介護の連携、認知症支援、生活支援サービス等の整備に向けて、国や関係課からの情報収集に努めるとともに、各町の進捗状況を把握し必要な支援を行う。また、必要に応じて「地域ケア会議構築支援事業補助金」を活用し、管内全町で地域ケア会議が開催できるように支援・参画する。
- 平成27年度中に、チームの広域設置の方向性が固まった「認知症初期集中支援チーム」の設置に向けて、設置時期、チーム員、専門医療機関との連携、事業実施要綱や各種様式の制定等、広域的な調整を図る場に参画し支援を行うとともに、峡南圏域での認知症支援体制の強化に努める。
- 在宅医療介護連携拠点である峡南在宅医療支援センターについて、各町地域包括支援センターとの効果的な役割分担、併せて地域の医療・介護に関わる多職種の連携、切れ目のない在宅医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、これまでの3項目に加え、地域資源の把握、地域課題の明確化や関係町間の連携に資する会議の開催を支援するとともに、課題解決に向けた研修会等の共同実施等の支援を行う。

全体計画・留意事項

- 峡南在宅医療支援センターの機能を強化し、在宅医療・介護連携の推進事業の一部を各町が委託し、連携して取り組むことについて、各町とセンターの連携や役割分担について支援を強化する必要がある。
- 平成28年度は峡南地域認知症初期集中支援チームの設置に向けて、各町間での検討を促進し、関係機関との調整等支援に力を入れていく。
- 峡南地域の認知症早期発見・早期対応の体制強化のため、「認知症相談窓口」の相談受付状況のアンケート調査を行い、これまで運用してきた認知症支援体制フローチャートや関係機関役割表にチームを位置づけ、より実効性のある体制の構築を目指す。

H28年度 主要事業

主管課

長寿介護課

事業名

介護サービス事業者の指導監督  
及び各町に移管される業務等に関する支援の強化

経緯・課題

<経緯>

- 平成18年4月改正介護保険法の施行を受け、平成18年10月23日付けで厚生労働省老健局から新たな指針が示されたことから、平成19年度より、県が制定した指導・監査実施要綱に基づき指導・監査を実施している。
- 介護サービス事業者の指導においては、適切でより良いサービスを提供できるよう、事業者を育成支援することを主眼として指導を実施している。
- 27年度は介護保険制度と介護報酬の大幅な改定が行われた。
- 28年4月から、小規模な通所介護事業所は地域密着型サービスへと移行し、指定・指導の業務が各町に移管される。  
(30年4月からは居宅介護支援事業所の指定・指導事務も町へ移行される予定)
- 29年4月までに、介護予防給付の訪問介護、通所介護については、各町の実施する介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行する。

<課題>

- 事業所に対しては、介護サービスを提供するために遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項について指導を継続させていく必要がある。法令遵守と併せて、サービスの質の向上を図ることが不可欠であることから、個別の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性についての事業者の理解促進を図る必要がある。
- 各町に対しては、県から移管される小規模な通所介護事業所の事業者への指導・監督の手法や、介護予防給付の新しい総合事業への移行に関して、町の定める独自の基準や報酬の検討、新たなサービスを構築するための体制づくり等について、町への支援が必要である。

内容

- 介護サービス事業所に対しては、県下で統一した指導を行う必要があることから、本課及び各保健福祉事務所が連携を図ったうえで、各事務所単位で集団指導及び実地指導を実施する。特に今年度については、事業所の指導と併せて、指導監督が県から町へ移管される小規模な通所介護事業所への指導手法について各町への協力・助言を行うとともに、介護予防給付が新しい総合事業へ移行することについても各町への支援を行う。
- 介護保険制度・報酬に伴う事業所の円滑な実施のための支援（通年）  
運営基準や各種加算の算定要件の変更等に伴う疑義や届出に対する指導を的確に行い適正な業務運営が行われるよう、各保健福祉事務所が連携して支援する。
    - ・説明資料や質疑応答集の共同作成・配布・ホームページ掲載等
    - ・実地指導を実施する中で明らかとなった共通の指摘事項集の共同作成・配布
  - 集団指導  
介護サービス事業者に対して適正なサービスを提供するために必要な情報伝達をするとともに、遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する基本的な事項について周知徹底を図る。  
期間：平成28年6月実施予定 会場：南巨摩合同庁舎会議室

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>○実地指導  介護報酬・運営基準に関する内容について適正な対応や事務処理が行われているかどうかについて確認事項を追加するなど重点的に指導を実施する。また、サービスの質の向上を図ることも重要であることから、基準を満たしているかだけでなく、個別の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性についても、事業者の意識醸成を図る。  期間：平成28年7月～平成29年2月の間 対象：管内の約3分の1の事業者</p> <p>○各町に対する支援  指導監督が県から町へ移管される小規模な通所介護事業所に対する集団指導・実地指導の実施方法について、各町の意見を聞きながら、例えば県・町での共同実施など、効果的な指導方法を検討し実施するほか、必要に応じて基準や指導手法等について助言を行う。  介護予防給付の新しい総合事業への移行に関しては、各町の定める報酬単価や運営基準などについて、先行する自治体の情報提供や助言等の支援を行うほか、地域の実状に応じた新たなサービスの構築に向けた町内の検討体制である「協議体」への参画のほか、各町間で共通する課題については、共同で検討する場の設置を促進し、そこに参画して支援を行う。</p>
<p style="text-align: center;">全 体 計 画 ・ 留 意 事 項</p>	<p>○昨年度に改定された運営基準や介護報酬と併せ、小規模通所介護の指定・指導権限の町への移管、介護予防給付の町の地域支援事業（新しい総合事業）への移行、宿泊デイサービスの届出制導入等、新たな指導項目が増加しているため、事業所の適正な運営と報酬の算定に関する指導に加え、各町に対しては、移管される指導監督業務や新しい総合事業へのスムーズな移行に重点を置き支援を行う。</p>

H28年度 主要事業

担当課

衛生課

事業名	食品による事故の防止及び食品の安全性確保の充実
経緯・課題	<p>【経緯】 食生活環境（生産、流通、消費）の多様化により、食品の安全性を確保するためには、様々な危害要因を考慮し対応を行う必要がある。このため県では毎年「山梨県食品監視指導計画」を策定し、食品による事故の防止、安全確保の取り組みを行っているところである。</p> <p>平成 27 年には、管内において食中毒の発生はなかったが、県内では 17 件（ノロウイルス 10 件、アニサキス 3 件、黄色ブドウ球菌 2 件、ツキヨタケ 1 件、病因物質不明 1 件）発生がみられた。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらの発生状況を踏まえ、大規模食中毒対策として、特にノロウイルス対策を中心に弁当製造施設や集団給食施設に対する、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底と食品等事業者に対する衛生指導を強化する必要がある。</li> <li>また、平成 27 年 4 月に改正された県食品衛生法施行条例に対応し、食品の安全性向上が期待できる HACCP による衛生管理手法を食品営業業者に周知・導入を図っていく必要がある。</li> <li>○ 平成 26 年 8 月、管内に野生鳥獣肉（ジビエ）を食肉として利用するための「食肉処理業」の許可施設が完成し、ニホンジカの処理が始まったが、ジビエによる人への健康被害防止対策として積極的な衛生指導が必要である。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模食中毒対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団給食施設への監視指導の実施・・・5～12月</li> <li>・集中監視の実施（身延、下部地区）・・・7月</li> <li>・夏季、冬季一斉監視・・・・・・・・・・8、12月</li> <li>・食品衛生推進月間の実施・・・・・・・・・・8月</li> </ul> </li> <li>○ HACCP による衛生管理手法導入の推進及び衛生管理に関する届出を指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品営業者(弁当製造施設等)への講習会の実施・・・10、2月</li> <li>・営業許可・更新申請時における窓口指導の実施・・・4～3月</li> </ul> </li> <li>○ ジビエによる人への健康被害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉細切工程の衛生状況を確認・・・4月～10月</li> <li>・厚生労働省の科学研究へ協力・・・・・・・・・・随時</li> </ul> </li> </ul>
全体計画・留意事項	<p>【全体計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弁当製造施設や集団給食施設においては大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底を行い、食中毒の発生防止及び感染拡大防止を図る。</li> <li>○ HACCP に基づく衛生管理手法の導入を推進し、施設衛生管理者のみならず、調理従事者、営業者が衛生管理に対する共通認識を持つことにより衛生レベルの向上を図る。</li> <li>○ ジビエについて、食肉細切工程における危害分析、衛生的な処理の実施、検証といった衛生管理により人への健康被害防止を図る。</li> </ul> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○管内では食品営業者の高齢化が進んでいることから、新しい衛生管理手法である HACCP について、わかりやすく理解して貰うことが必要であり、具体的な例示や説明パンフレットなどを用いた丁寧な指導を行っていかねばならない。（説明の長時間化）</li> <li>○厚生労働省の厚生科学研究事業に積極的に協力していく。</li> </ul>

H28年度 主要事業		担当課	衛生課
事業名		生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による 健康被害の未然防止	
経緯・課題	<p>【経緯】 旅館、公衆浴場、理容所及び美容所等の生活衛生関係営業は、住民の日常生活に不可欠なサービスを提供し、住民生活の質の向上に重要な役割を担っている。 このため、住民生活に密接に関係しているこれら生活衛生関係の衛生水準の維持向上を図るため施設監視を実施し、健康被害の発生防止に努めている。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入浴施設を原因とするレジオネラ症患者の発生は年々増加しており、平成27年度には管内においてレジオネラ感染症関連調査として1施設調査した。いずれも原因施設とは特定されなかったが、管内には観光温泉施設や高齢者福祉施設の入浴施設等も多いことから、これらの施設の衛生指導を行う必要がある。</li> <li>○ 近年、美容技術の進歩や利用者の嗜好の変化により、美容所等で行われている美容行為も多様化し、今までなかった「まつげエクステーション」等による健康被害が報告されている。 このため、資格者等の確認をおこないながら、健康被害の発生を未然に防止するとともに、器具等の消毒方法の再確認をおこない血液媒介性感染症の蔓延防止を図る必要がある。</li> </ul>		
内容	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入浴施設を有する旅館、公衆浴場及び社会福祉施設の監視指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公衆浴場、旅館等の立入検査・・・6～2月</li> <li>・ 社会福祉施設等に対する衛生管理方法の助言・・・随時</li> <li>・ 入浴施設におけるレジオネラ感染症対策講習会の実施・・・2月</li> </ul> </li> <li>○ 健康被害の状況等の実態把握を行うとともに、理・美容所における資格者の確認及び施設衛生管理の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美容所、理容所への立入調査及び衛生指導・・・6～2月</li> </ul> </li> </ul>		
全体計画・留意事項	<p>【全体計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入浴施設への立入調査を実施し、「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づく自主衛生管理の実施状況について確認、指導を行い、自主管理体制の確立を図る。 また、入浴施設の衛生管理方法等について施設の管理者並びに施設の営業者に対しても講習会を開催し周知していく。</li> <li>○ 理容所、美容所においては、施設の衛生管理、器具等の消毒方法を確認するとともに、美容所における「まつげエクステーション」の実施の有無および資格者による施術の確認を行い、健康被害の発生を未然に防止する。</li> </ul> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内では、入浴施設の泉質により、遊離残留塩素による水質管理が困難な施設がいくつか見られるため、衛生環境研究所と協力し、遊離残留塩素以外による浴槽水の水質管理方法についての情報収集に努める必要がある。</li> <li>○ 美容師としての資格があっても、まつげに関する知識や技術的な訓練を受けていなければ危害を生じやすいため、まつげエクステに関する知識や技術向上に関する取組が必要である。</li> </ul>		

H28年度 主要事業

担当課

衛生課

事業名	危険ドラッグなど薬物乱用防止対策について
経緯・課題	<p><b>【経緯】</b> 元プロ野球選手による薬物乱用事件や危険ドラッグの乱用者が、死亡したり、暴走運転により他人に怪我を負わせたりする事件事故が全国的に発生している。薬物犯罪者の取り調べを何件も担当した元刑事によると、こうした薬物乱用者は低年齢化がみられ、薬物乱用を始めるきっかけとして「一回使うくらいなら」「痩せられる」「眠気覚まし」等の他に、特に若年層では、就職や進学などの悩みを抱えた学生が「好奇心」、「はづみ」といった明確な使用目的がない動機が増加している。</p> <p>このため、啓発活動の「ダメ、ゼッタイ」普及運動や学校教育等の場での薬物乱用防止活動を実施し、薬物乱用防止対策を図っている。</p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 峡南保健所管内には17名の薬物乱用防止指導員が委嘱されていることから、より地域に根ざした薬物乱用防止活動を展開し、地域における普及活動に努めていく必要がある。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内学校長、養護教諭、薬物乱用防止指導員、保護司などとの連絡調整・・・4月～5月</li> <li>○ 管内小中学校、高校性を対象に薬物乱用防止教室の開催・・・6～2月</li> <li>○ 青少年育成町民会議における啓発・・・6～9月（夏休み前）</li> <li>○ 6・26ヤング街頭キャンペーンの開催・・・6月</li> </ul>
全体計画・留意事項	<p><b>【全体計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物乱用に染まっていない多くの人々が薬物乱用の恐ろしさについての正しい知識を身につけて、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境を作ることにあることから、関係機関と連携を図り、薬物乱用防止対策の一層の推進を図る。</li> </ul> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物乱用防止指導員など関係者との事前打合せや、薬物乱用防止教室の役割分担について調整を行う必要がある。</li> <li>○ 薬物乱用防止教室の開催にあたり、教育委員会、小・中学校、高校と日程調整を早い時期に調整しておく必要がある。</li> </ul>

## 事業名

災害時医療体制の充実

経緯  
課題

## &lt;経緯&gt;

峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する可能性のある集落が存在し、県内で最も高齢化が進行している地域でもあることから、平時から町や関係機関と密接な連携を図り、災害発生時の迅速な初動対応ができるよう、平成 21 年度から峡南地区独自で管内医療機関を初めとする関係機関が参加した医療救護訓練をしている。平成 26 年度からは、医務課主催の全保健所同一日の情報伝達訓練に併せ、緊急搬送訓練等も行った。平成 27 年度は、同統一訓練日に情報伝達訓練を行い、当所独自で医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会を実施した。

## &lt;課題&gt;

- ① 対策本部の副本部長である地区医師会長との連携を強化し、災害時の地区医師会の役割を踏まえ、医療救護所・医療救護班における地区医師会動きなどについても確認できるような訓練の実施を検討する必要がある。
- ② 関係機関や所内の職員に対して、EMIS や衛星携帯電話等の災害時情報共有・伝達ツールの操作方法を、1年を通して継続的に周知し、発災時速やかに操作できる体制を維持する必要がある。
- ③ 医療救護所設置訓練やトリアージ研修会を継続して実施し、地区医師会を初めとする関係機関と検証を重ね、各町での発災時の医療救護所設置が速やかに行えるようにする必要がある。

## 内容

## 1) 大規模災害を想定した医療救護訓練の継続実施

- ・ 所内体制の強化として、年度当初から EMIS や衛星携帯電話の操作方法について周知する。
- ・ 山梨県大規模災害時医療救護マニュアルにおける関係機関の役割を確認する。
- ・ 医療救護所設置訓練やトリアージ研修会を通じ、災害時の医療救護所・医療救護班における地区医師会を初めとする関係機関の役割の確認と検証する。
- ・ 所内プロジェクトチームメンバーのスキルアップを図り、EMIS や衛星携帯電話の操作方法について課員に周知できるようにする。
- ・ 訓練に向け、関係機関における EMIS や衛星携帯電話の操作練習環境の確保と、マニュアルの整備を進める。
- ・ 参加機関による事前・事後担当者会議を開催し、訓練の評価検証と課題の整理を行い、改善策を検討する。

## [訓練内容]

## ○情報伝達訓練

- (被災状況報告、院内状況報告、医療救護班応援要請・出動要請、医薬品要請供給状況報告等)
- ・ 関係機関における EMIS 入力操作。所内複数職員による EMIS 代行入力等の操作確認。
  - ・ 情報伝達訓練における所内・本課・他保健所との連携の強化。

## ○医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会

- ・ 担当町(1町選出)による医療救護所の設置。他町及び関係者による意見交換と専門機関等による指導助言。
- ・ トリアージ研修会による、医療救護活動のスキルアップと、町の医療救護マニュアル作成支援を行う。

## 全体計画・留意事項

○平成 28 年 8 月 6 日(土)に、南海トラフ地震を想定し、大規模地震時医療活動に係る組織体制の機能と実効性の検証や、防災関係機関相互の連携強化を図ることを目的とした「大規模地震時医療活動訓練」が内閣府主催で開催される予定。当県も被災県として参加予定であり、情報伝達訓練等も開催される予定であるが詳細は未定。訓練内実施容を確認しながら、当所の訓練の実施方法を検討し進めていく。

○平成 28 年 11 月 20 日(日)に防災危機管理課が主催する「山梨県地震防災訓練」が早川町で開催される予定。当所及び関係機関等も早川町の医療救護所訓練に参加予定。地域の防災力の強化を図るために、災害時の知識・経験の少ない、災害支援病院、地区医師会の医療従事者を対象としたトリアージ訓練も実施される予定であるため、当所の訓練も、これと連動させた実施についても検討を要する。

事業名	在宅医療の推進
経緯 課題	<p>&lt;経緯&gt; 平成21年11月「峡南医療圏域地域医療再生計画」を策定し、峡南地域医療連携協議会及び専門4部会を設置した。このうち在宅医療支援部会で在宅医療のモデル地区をめざし推進を図った。平成23年4月、峡南在宅医療支援センターを設置し、医療機関の協力を得て峡南在宅ドクターネットを開始し、複数の医師が連携して在宅医療を支える体制を整えた。</p> <p>平成26年3月地域医療再生計画終了に伴い、同年4月在宅医療支援センターは5町と県が事業主体となり飯富病院に運営管理を委託。平成26年12月コメント試行運用開始、平成27年4月本運用開始。また、県と5町及び飯富病院が平成28年度以降のセンター存続について協議を重ね、平成28年4月以降の5町による委託運営継続が決定した。</p> <p>&lt;課題&gt; ○5町や在宅医療・介護等関係者が峡南在宅医療支援センターに求める機能を整理し、地域のニーズを踏まえた機能強化を検討していく必要がある。関係各課と協働し、峡南管内における在宅医療・介護連携がスムーズに行える基盤づくりが課題である。 ○峡南中部地域へのコメント周知を推進し、峡南全域での活用促進を図る必要がある。また、管内の医療提供体制整備のため、一般医と専門医との円滑な連携構築が課題である。 ○峡南在宅ドクターネットの利用が少ないため、利用促進方法を検討する必要がある。 ○峡南在宅医療支援センターが峡南地域の在宅医療の拠点として定着するよう、関係機関と連携して支援する必要がある。</p>
内容	<p>在宅医療の拠点となる峡南在宅医療支援センターの運営支援、及び当所の関係各課と連携して在宅医療推進事業等を通じた支援を行い、管内の在宅医療の推進を図る。</p> <p>1 峡南在宅医療支援センターの運営支援 (1) 峡南在宅医療支援センターの周知及び事業の効果的推進と定着に向け支援を行う。 ① 峡南在宅ドクターネットについて、関係機関への周知と利用促進を図る。 ② 在宅患者情報共有システム（コメント）の円滑な運営について支援を行う。 (峡南中部地域を重点に周知し、峡南全域での活用促進を図る)。 (2) 峡南在宅医療支援センターの運営について5町や飯富病院等関係機関と協議し、機能強化が図れるよう支援する。 ① 峡南在宅医療支援センター運営会議（管内福祉保健課長会議）にオブザーバーとして参加し、必要な意見、助言を行う。</p> <p>2 当所の関係各課と連携した在宅医療推進事業を通じた支援 在宅医療体制整備に向け、管内関係機関、関係職との連携を効果的に図り事業を推進する。 ① 健康支援課の行う多職種連絡会議、多職種人材育成研修会に協力する。 ② 峡南在宅医療支援センター・町・当所長寿介護課が共同開催する「多職種人材育成研修会」に協力する。</p> <p>3 その他 所内在宅医療・ケア推進会議等で、所内連携を行う。</p>
全体計画・留意事項	<p>○ 峡南在宅医療支援センターが峡南地域の在宅医療の拠点として定着するよう、5町や在宅医療・介護等関係者が峡南在宅医療支援センターに求める機能を整理し、地域のニーズを踏まえた機能強化について検討する。関係各課と協働し、峡南管内における在宅医療・介護連携がスムーズに行える基盤づくりを行う。</p> <p>○ 峡南中部地域においてコメントについて周知し、峡南全域での活用促進を図る。</p> <p>○ 関係者に対し、あらゆる機会を活用して、在宅医療及び峡南在宅医療支援センターや峡南在宅ドクターネットを広く啓発し活用促進を図る。</p>

H28年度 主要事業		担当課	地域保健課
事業名		いのちのセーフティネット体制の推進強化	
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;            管内の自殺者数は、全国データと同様10年前と比較して減少傾向ではあるが、人口10万対の自殺率は23.2と県平均の22.0を上回っている状況である。            管内の自殺者の8割が男性で、50、60歳代の働き盛りの年代が最も多く、県・国データとの比較では80歳代の高齢者の自殺者割合も高い状況である。            対策として、平成21年度から、「峡南地域セーフティネット連絡会議」開催し、対策にあたる関係者の、顔の見える関係づくりを目指し、情報の共有と連携の強化を図っている。            また、働き盛り世代と高齢者世代に自殺者が多いことから、働き盛りのメンタルヘルスの推進と、高齢者在宅支援関係者の人材育成を目的に、出張メンタルヘルス講座等を実施してきた。</p> <p>&lt;課題&gt;            自殺対策は長期継続した対策が必要となるため、引き続き、関係機関の連携強化、相談支援、普及啓発、人材育成、ハイリスク者支援等の5つの柱を軸に、事業を継続していく必要がある。</p>		
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>管内各町、関係機関及び関係団体との連携強化、対策への協力体制づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>地域セーフティネット連絡会議の開催 町、警察、消防、商工会等の情報交換、連携強化のための連絡会議を開催。</li> </ul> </li> <li>企業、商工会、介護関係などの事業所等を対象に、出前形式のメンタルヘルス講座を開催。               <ul style="list-style-type: none"> <li>出張メンタルヘルス講座の開催 … 通年 働き盛りの年齢層のメンタルヘルスの向上を図るため、各町商工会、労働基準監督署等と連携し、精神科医・保健所専門員等による出前形式のメンタルヘルス講座を実施。</li> </ul> </li> <li>住民の心の健康保持・増進、早期発見・治療に結びつける相談窓口等の周知と充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス講座や相談体制の周知と対応。 関係機関や峡南地域・職域保健連携協議会と連携し、精神科医・保健所精神保健相福祉談員等による出前講座、メンタルヘルス相談を実施。</li> </ul> </li> <li>管内各町が実施する自殺予防対策への協力と技術的支援。               <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策基本法の改正を踏まえ、各町が自殺対策に主体的に取り組むことができるよう、町の計画策定も踏まえ、協力・支援を行う。</li> </ul> </li> <li>ハイリスク者の支援体制の強化。               <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺関連相談対応力向上研修会の開催 自殺未遂を繰り返すハイリスク者への支援体制を強化するため、地域関係者を対象に、相談対応力の向上を目的とした研修会を開催。</li> </ul> </li> <li>山梨県自殺対策に関する条例の周知               <ul style="list-style-type: none"> <li>条例に関するリーフレット等を活用し、あらゆる機会に周知すると共に、3月1日の「いのちの日」に街頭キャンペーンを実施する。</li> </ul> </li> </ol>		
全体計画・留意事項	<p>○「地域セーフティネット連絡会議」等を継続して開催することで、関係機関の取り組み状況や課題を共有し、連携強化を図ることで、点から面での対策・対応が期待できる。</p> <p>○出張メンタルヘルス講座は、商工会等の協力を得ながら、事業所を中心に働きかけを行い、働き盛り世代へのメンタルヘルス対策を推進する。</p> <p>○管内各町の自殺対策が効果的に実施できるよう、事業の企画から実施まで支援を行う。</p> <p>○様々な問題が複雑に絡みあって自殺に至ることが多いため、各相談機関が抱える処遇困難事例に対して、積極的に関わりを持つなど、相談体制の支援・強化を行っていく。</p>		

H28年度 主要事業

担当課

健康支援課

事業名	在宅医療広域連携推進事業	
経緯課題	<p>&lt;経緯&gt; 平成25年度から県では、住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、在宅医療の推進を図ることを目的とし、在宅医療推進事業に取り組んでいる。平成26年度には、峡南地域医療連携協議会の在宅医療支援部会を引き継ぎ、峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会の位置づけで、多職種が協議・連携する場（峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議）を設置。平成27年度は、会議における多職種での協議や多職種人材育成研修会、住民への普及啓発事業を実施した。</p> <p>&lt;課題&gt; 管内5町で実施した住民調査では、6～7割の住民が在宅での療養を希望している。多職種連絡会議では、地域課題を10にまとめたが、特に委員から繰り返し発言のあった「生活を支援すること」「機能の活用を図ること」「つなぐこと」を多職種連絡会議の企画に盛り込み、お互いの専門的な知識を生かしチームにより患者・家族をサポートしていく仕組みづくりをめざし会議を開催する必要がある。</p> <p>多職種人材育成研修会は、継続した開催を希望する声が多く、多職種との交流の場や、広域的な人材育成事業に対する期待が寄せられている。各職種・機関の機能について、より理解を深め連携するための研修を開催していく必要がある。</p> <p>地域住民への在宅療養の普及では、住民への啓発資料として完成した「在宅医療・介護の手引き」を活用して、引き続き啓発していく。</p>	
内容	<p>○在宅療養者支援のための多職種連絡会議の開催 3回 在宅療養を希望する者が、住み慣れた生活の場において必要な医療・保健・介護サービスを受けられるように、医療・保健・福祉従事者が協力しサポートしていく体制の構築を図ることを目的とし、在宅医療と介護の連携推進等について協議を行うため開催する。地域課題として上げられた10の課題を中心に協議する。</p> <p>○多職種人材育成研修会の開催 1回 対象の理解と共に、在宅療養支援に関わる機関や多職種の職能の理解と連携方法について研修を行う。特に、医療（病院）と地域の連携について研修を行う。</p> <p>○在宅医療普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「在宅医療・介護の手引き」の活用 手引きを活用して、関係者などへの周知の機会を設けていく。また、各町とともにあらゆる機会において、地域住民に向けて啓発していく。</li> <li>・各町が実施する普及啓発事業への支援 各町及び峡南在宅医療支援センターが実施する地域支援事業「在宅医療・介護連携推進事業」の普及啓発事業について、実施に向けノウハウの提供等支援を行う。</li> </ul>	
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町では第6次介護保険事業計画により地域支援事業が開始された。市町村の地域支援事業として位置づけられている「在宅医療・介護連携の推進」については、平成28年度より、峡南在宅医療支援センターへ委託されることとなっている。各町独自の取組について、情報を得ながら、峡南在宅医療支援センターが実施する広域的な事業については、業務の役割分担をしながら、県としての広域的な役割を果たす。また、峡南在宅医療支援センターへのノウハウの提供等の支援が求められている。</li> <li>・職能団体による協議・研修の場や、南部在宅医療連携協議会、峡南北部在宅医療情報交換会など、身近な地域での多職種連携の場が設けられてきている。これらと連携を図り推進していく必要がある。また、それら取組への支援を実施していく。</li> </ul>	

H28年度 主要事業

担当課

健康支援課

事業名	生活習慣病予防対策
経緯課題	<p>(経緯) かねてから特定健診結果でHbA1c 有所見者率が高いこと、運動習慣の無い者の割合が高いこと、若年者の介護保険申請が増加しているということが管内で共有化されており、生涯を通じての健康づくりを検討する場として、平成25年度に「峡南生涯健康づくりプロジェクト」を立ち上げ、5町の母子・成人・介護保険担当者の代表と保健所職員とがチームをつくり、課題の整理、取り組みの検討を行っている。H27年度は、峡南地域の健康課題の全体像についてライフサイクルに沿ったつながりが認識できるような、啓発用資料（リーフレット）を作成した。</p> <p>また、地域・職域保健連携推進協議会では、「働き盛りの健康意識を高め、健康づくりの取り組みをすすめるために」をテーマに、運動習慣定着へ向けて意見交換しながら、相互乗り入れの可能な運動の動機付けとなる資源の整理を行い、意識化を図り、住民に啓発することを共に考えることとしてきた。</p> <p>(課題) 峡南生涯健康づくりプロジェクトで作成した啓発リーフレットを活用し、所属ごと、各分野ごと、啓発に取り組む。特に、子どもの頃からの予防（母子保健・学校保健）が重要であり、管内の母子保健関係者、学校保健等との連携を図り、推進していく必要がある。</p> <p>行政職員だけでなく、関係者、地域住民とも広く課題を共有して健康づくりの取り組みを進めることが課題である。</p>
内容	<p>峡南地域の課題である「糖尿病予防・重症化予防」「運動の習慣化」について各分野、所属を越えて協働・連携をしていけるよう会議などを開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域・職域保健連携推進協議会を開催し、連携・協働について検討する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 7月 各委員所属の情報共有と連携についての検討</li> <li>・第2回 1月 啓発資料の検討</li> <li>・愛育会、食生活改善推進員など地域住民の主体的活動へ支援していく</li> </ul> </li> <li>○峡南生涯健康づくりプロジェクトで作成した啓発資料を活用して、地域住民・関係者へ地域の健康課題に関する啓発を図り、それらの取組について評価を行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間4～5回の開催</li> <li>・引き続き母子保健、成人保健、介護保険分野の取り組みの連動、町・保健所の活動の連動、情報共有を図る。</li> <li>・行政関係者の協働から関係機関や地域住民への協働につながる取り組みにしていく。</li> </ul> </li> <li>○管内の生活習慣病対策担当者会議、母子保健担当者会議に参画する。</li> <li>○母子保健推進会議の開催。             <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの頃からの生活習慣病予防について、管内の関係者・機関で課題を共有、検討することで、連携して対策を推進するための体制整備を進める。</li> </ul> </li> </ul>
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康増進計画「健やか山梨21（第2次）」の取り組みとして推進する。</li> <li>○予防活動を活発化させ地域包括ケアシステムの構築に資する。</li> <li>○プロジェクトで作成したリーフレットは、関係者・住民の意見交換の題材として活用する。</li> <li>○管内の関係者が、生活習慣病予防についての課題・取り組みの共有化を図れる場づくりを継続させ、それぞれの取り組みを活性化する。</li> <li>○協会けんぽと協定を結んで健康づくりを推進している富士川町の取り組みを管内の地域・職域連携に活かす。</li> </ul>

事業名	難病患者の支援体制の整備
経緯課題	<p>(経緯)</p> <p>○平成27年1月から「難病法」が施行され、難病の患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくこととされた。指定難病の疾患は施行前56から306となった。</p> <p>○また、小児慢性特定疾病対策の充実を目指すものとして、児童福祉法が平成27年1月から改正され、施行前11疾患群514疾病から、14疾患群・704疾病に拡大された。</p> <p>(課題)</p> <p>○医療費助成の申請受理、患者及び家族の療養生活など相談・支援や、支援ネットワークの構築、災害時を想定した平時の準備が必要である。</p>
内容	<p>○医療費助成の申請受理 申請手続きについて患者・家族・関係機関に適切に情報提供し、申請の受理を行う。</p> <p>○患者及び家族の療養生活など相談・支援や、支援ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請手続きに併せた、療養者支援のための面接を行う。課内で定期的に新規申請者などのカンファレンスを行い、支援対象の決定、支援方法についての検討を行う。個別支援にあたっては、必要時、医療機関、町、難病相談・支援センター、自立支援相談員など関係機関・者との連携を行い、支援ネットワークの構築につなげる。</li> <li>・患者・家族のつどい、ピアカウンセリング、合同医療相談会、関係者会議などを行い、支援体制の構築を図る。小児慢性特定疾病児など長期療養児の家族を対象とした家族の集いを行う。</li> </ul> <p>○災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小児慢性特定疾病医療受給者証」「指定難病医療受給者証」の更新事務手続きに併せ、災害時を想定した平時の準備についての啓発を行う(市町村における災害時要援護者登録申請も含む)。</li> <li>・町から避難行動要支援者名簿の作成のため、要配慮者に関する情報提供を求められたときは、対象者の範囲や提供内容について協議を行った上で、情報提供を行う。</li> <li>・人工呼吸器装着患者についての名簿の作成と、災害時安否確認手順書の作成を検討する。(アクションカードとの連動)</li> </ul>
全体計画・留意事項	<p>○個別支援と「つどい」などの企画と連動させて支援を継続する。</p> <p>○家族会、患者会の企画について情報収集し、必要時対象者に提供を行う。</p> <p>○医療受給者証更新手続きを機会として、自ら災害時を想定した平時の準備ができるよう啓発を行う。</p>